

# 華誠の知的財産権ニュースレター

2021年06月 第五十期

## 目次

### 特許

新改正版「中華人民共和国特許法」が懲罰的賠償制度を新たに追加…………… 2

### 著作権

新改正版「中華人民共和国著作権法」が懲罰的賠償制度を導入…………… 2

国家版權局が「2020年中国インターネット著作権産業發展報告書」を發表…………… 2

### 知的財産権

上海が全国初の科創企業知的財産権税関保護センターを設立…………… 3

「中華人民共和国印紙税法」が2022年7月1日から施行、知的財産権譲渡の税率引き下げ及び特許証、  
商標証の印紙税税目を取り消す…………… 4

6月3日から実施！最高人民法院が「回答」にて知的財産権侵害訴訟で権利を濫用した原告が被告に合理的な支出を賠償する問題を明確化…………… 4



公式サイト：[www.watsonband.com](http://www.watsonband.com)

Eメール：[mailip@watsonband.com](mailto:mailip@watsonband.com) | [mail@watsonband.com](mailto:mail@watsonband.com)

## 特許

### 新改正版「中華人民共和国特許法」が懲罰的賠償制度を新たに追加

2021年6月1日、新改正版「中華人民共和国特許法」が正式に施行された。

特許権者の合法的権益の保護を強化するために、今回の法改正にて懲罰的賠償制度が新たに追加され、故意に権利を侵害し、情状が重大な場合は、人民法院は権利者が受けた損失、侵害者が得た利益、又は特許の使用許諾料の倍数で計算した金額の1倍から5倍以内で賠償金額を確定することができると規定されている。法定賠償額の上限は500万元に、下限は3万元に引き上げられた。権利侵害のコストが大幅に引き上げられたことは、法により知的財産権を厳格に保護する中国の態度と決意を示している。

中国知識産権報 より

## 著作権

### 新改正版「中華人民共和国著作権法」が懲罰的賠償制度を導入

2021年6月1日、新改正版「中華人民共和国著作権法」が正式に施行された。

著作権保護に存在する、訴訟のコストが高く期間が長いなどの問題を解決するために、新改正版著作権法にて懲罰的賠償制度が導入され、法定賠償額の上限は500万元に引き上げられ、法定賠償額の下限は500元と規定されている。故意に権利を侵害し、情状が重大な場合は、裁判所は賠償金額の1倍から5倍の懲罰的賠償を判決することができると規定されており、侵害のコストが大幅に引き上げられた。

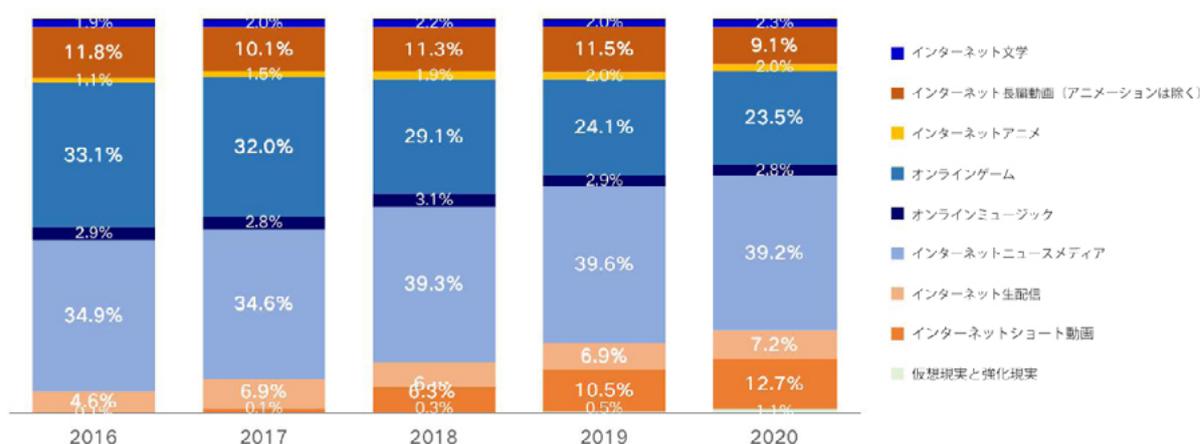
中国知識産権報 より

### 国家版權局が「2020年中国インターネット著作権産業発展報告書」を発表

先日、国家版權局は「2020年中国インターネット著作権産業発展報告書」（以下、「報告書」という）を発表した。「報告書」によると、2020年、中国のインターネット著作権産業は科学技術イノベーションを堅持し、文化消費を活性化し、業務再開と生産再開を可能にし、貧困脱却・堅塁攻略を支援し、市場全体の規模を11,847.3億元、前年同期比23.6%増に押し上げた。

「報告書」によると、2020年中国のインターネット著作権産業の市場規模は11,847.3億元に達し、インターネットニュースメディアとオンラインゲームが依然として中国のインターネット著作権産業の中核業態であり、両者の市場シェアは合計で6割を超えている。そのうち、ショート動画市場の普及率は2019年より2.19%上昇し、12.71%を占めた。長編動画はモデルチェンジの試練に直面しており、全体の9.13%を占め、2019年より2.4%減少した。

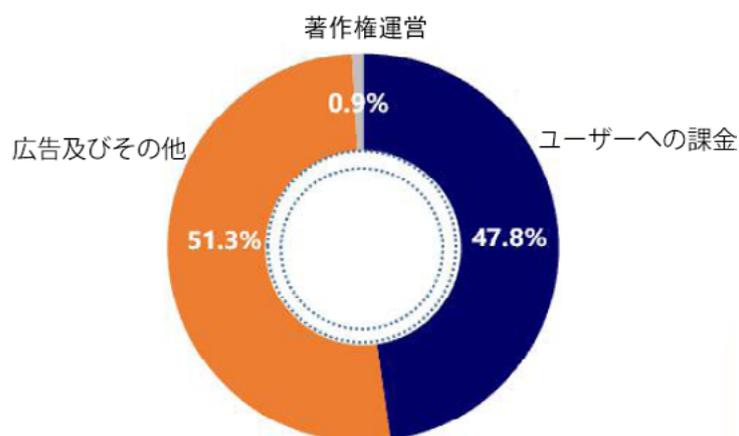
2016～2020年中国インターネット著作権産業の細分化構造の変化



## 著作権

売上高の面では、インターネット著作権産業ユーザーへの課金収入は5,659.2億円で、47.8%を占め、著作権運営収入は109.1億円で、0.9%を占め、広告及びその他の収入は6,079.0億円で、51.3%を占めた。

2020年中国インターネット著作権産業の売上高の構造



国家版權局 より

## 知的財産権

### 上海が全国初の科創企業知的財産権税関保護センターを設立

先日、「科創」をテーマとする全国初の科創企業知的財産権税関保護センターが上海にて設立された。

近年、上海税関は知的財産権に対する税関の保護力を持続的に強化し、輸出入の段階における権利侵害・違法行為を厳しく取り締まっている。2020年に摘発した侵害品のロット及び件数は2019年同期のデータと比べて大幅に増加しており、下表の通りである。上海税関が摘発した侵害品のロット数は3年連続全国の税関でトップであった。

	2019年	2020年	成長率
摘発した侵害品(ロット)	13743	17000	23.7%
摘発した侵害品(件)	3510204	4300000	22.5%

科創企業知的財産権税関保護センターの正式な設立により、知的財産権保護サービスの集積効果を強化するための重要なプラットフォームが提供され、企業イノベーションの活力と情熱も大いに引き出すであろう。

上海市知的財産権合同会議弁公室 より

## 知的財産権

「中華人民共和国印紙税法」が 2022 年 7 月 1 日から施行、知的財産権譲渡の税率引き下げ及び特許証、商標証の印紙税税目を取り消す

第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 29 回会議にて、6 月 10 日午後、「中華人民共和国印紙税法」が可決され、2022 年 7 月 1 日から施行される。

「印紙税法」の税目税率の面で注目されている点は次の通りである。(1) 権利、許可証に対して 1 件につき人民元 5 元の印紙税を徴収する規定を取り消す。(2) 「商標専用権、著作権、特許権、専有技術使用権譲渡証書」の税率を 1 万分の 5 から 1 万分の 3 に引き下げ、減税・料金引き下げをさらに実施し、革新発展を支持し、知的財産権の実施・応用を奨励する。

中国人大網 より

6 月 3 日から実施！最高人民法院が「回答」にて知的財産権侵害訴訟で権利を濫用した原告が被告に合理的な支出を賠償する問題を明確化

6 月 3 日、最高人民法院は「最高人民法院による知的財産権侵害訴訟における原告の権利濫用を理由とした被告からの合理的支出の賠償請求の問題に関する回答」を公布し、本司法解釈は 6 月 3 日から施行された。

最高人民法院は、民法典、民事訴訟法及び特許法、商標法等の知的財産権部門の法において、権利行使には信義誠実の原則を遵守しなければならないと規定されていると承知している。当該回答を行うことは、最高人民法院が党中央の意思決定を貫徹して遂行し、社会の関心に積極的に応え、当事者を信義誠実の原則に基づく訴権行使へ導くのに重要な措置である。当該回答の実施は、当事者の訴訟行為に対する弁護士費用等の合理的支出の調節作用を発揮し、権利の濫用をよりよく規制するのに役立つ。

最高人民法院 より